

●特例症例

初診日から1年6月を経過する前に次の状態になったときは、それぞれ定められた日が障害認定日になります。(ただし、その日が、初診日から1年6月経過後の場合は、初診日から1年6月を経過した日が障害認定日となります。)

症 例	障害認定日
①上肢・下肢を切断・離断した	切断・離断した日
②人工骨頭・人工関節を挿入、置換した	挿入、置換をした日
③心臓ペースメーカー、植え込み型の除細動器(ICD)又は人工弁を装着	装着した日
④人工透析療法を施行した	透析開始から3か月を経過した日
⑤-1 人工肛門を造設、尿路変更術を施行した	造設、施行した日から6か月を経過した日
⑤-2 新膀胱を造設した	造設した日
⑥喉頭を全摘出した	全摘出した日
⑦在宅酸素療法を行っている	在宅酸素療法を開始した日
⑧脳血管疾患による機能障害	初診日から6か月を経過した日以後(注1)
⑨心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植又は装着した日
⑩CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着した日
⑪人工血管(ステントグラフト含む)	挿入置換をした日(注2)
⑫遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から3か月を経過した日以後

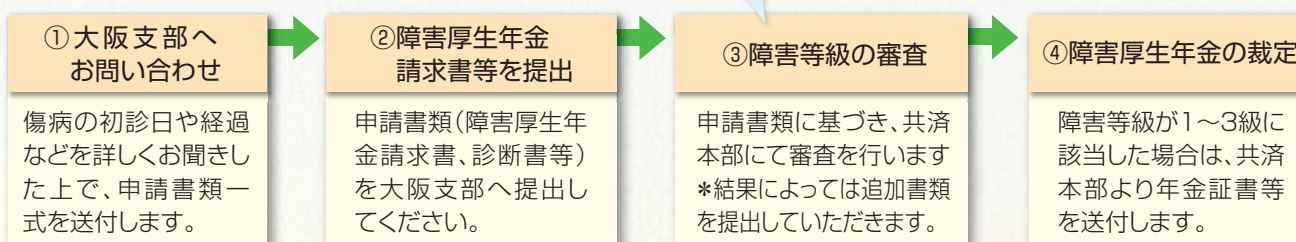
(注1)医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等

(注2)胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤によるもの

2. 請求手続きの流れ

障害程度の認定には約2～3か月を要します。

▶年金の裁定にはさらに2～3か月を要します。



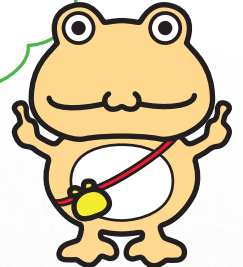
※障害等級が1級又は2級に該当する場合は、国民年金の障害基礎年金の裁定も同時に行います。

5月是一部繰上償還の申込みができます!

貸付 担当

未償還元利金の一部繰上償還を希望される方は、以下の申込方法等をご覧ください、必要書類を郵送(通送可)又は窓口まで持参してください。

受付は5月と
11月の年2回のみ!
手数料は
かからないケロ



受付期間 5月7日(木)～5月29日(金)必着

必要書類 ①「一部繰上償還申出書」
※支部ホームページの「諸用紙のダウンロード」から印刷できます。
※償還を希望する貸付種類毎に必要です。
②最新の給与支払明細書(写)

申込後の流れ

所属所経由で、
6月下旬に振込用紙を
発送します。

振込用紙により銀行等金融機関(ゆう
ちょ銀行は除く)で振込みしてください。

振込期間
7月1日(水)～7月15日(水)

8月償還から
新しい償還額に
変わります。

※りそな銀行本支店窓口からの振込は手数料がかりません。

償還可能金額

償 還 方 法	一部繰上償還可能金額
毎月償還のみの方	10万円以上
ボーナス併用償還の方	20万円以上

※左記金額以上であれば1円単位でお申しいただけます。
※ボーナス併用償還の方は、一部繰上償還される金額の半額
以上を、ボーナス償還金として償還いただく必要があります。

住宅貸付を申し込まれる方へ

貸付 担当

共済組合では、組合員が住居として用いる住宅の購入や新築、敷地の購入、住宅の増改築・修理等をするために必要とする資金を貸付けています。貸付を希望される方は、下記により申込みを受付けますので必要書類等(住宅貸付のしおり13頁参照)を揃えて、電話で予約のうえ貸付担当窓口までお越しください。

なお、「住宅貸付のしおり」が必要な方は貸付担当までご請求ください。通送にて所属所に送付します。質問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

申込受付日程

貸付日(送金日)	受付日	※当該受付日に受付完了した場合、貸付日(送金日)は左欄の日(予定)になります。 ※受付後、審査の結果、貸付け否となった場合は、この限りではありません。			受付場所
5月26日(火)	4月10日(金)	4月22日(水)	—	—	大阪府庁別館3階 公立学校共済組合 大阪支部 貸付担当窓口
6月26日(金)	5月12日(火)	5月22日(金)	6月2日(火)	—	
7月22日(水)	6月12日(金)	6月22日(月)	7月2日(木)	—	
8月26日(水)	7月10日(金)	7月22日(水)	7月31日(金)	—	

受付時間 午前10時から午前11時30分まで 午後1時から午後3時30分まで

令和2年度の厚生事業のお知らせ

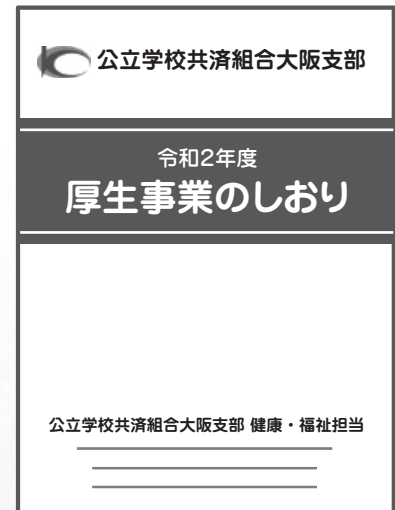
健康・福祉担当

『令和2年度 厚生事業のしおり』を配付します。

組合員及びその扶養家族の健康や福利厚生にかかる事業の概要や利用方法を掲載した『令和2年度 厚生事業のしおり』を各所属所あてに組合員部数配付します。

また、人間ドック等の健診事業及び各種セミナー等、所属所を通じて申し込んでいただく事業については、その都度所属所に募集通知を送付します。

組合員資格がある方のみご利用可能です。資格喪失後にご利用された場合（結婚25周年、永年勤続記念事業の施設利用券を除く）は、その費用を返還いただく場合がありますのでご注意ください。



健診事業

事業名		申込時期	受診期間	自己負担額(税込)	対象者	備考
共済健診 (半日ドック)		4/1(水)～ 5/8(金) 必着 <u>~~~~~</u> 再募集は ありません。	7～3月	5,000円	組合員	～ 申し込みにあたっては ～ 所属所に送付する通知文 または、ホームページ掲載の 通知文で必ずご確認ください。 5/8(金)を過ぎて到着した申込書 は受理しません。(システム処理に 間に合わないため。) 大阪府教職員互助組合との調整 共済組合では、少しでも多くの組合員 が人間ドックを受診できるよう、大阪 府教職員互助組合と協議し調整を 行っています。 (共済健診の当選結果を大阪府教職員 互助組合に提供し、互助組合と重複し て当選しないよう調整しています。)
器官別 健診	脳ドック			10,000円	40歳以上の 組合員	
	女性検診			2,000円	39歳以下の 組合員	
				3,000円	40歳以上49歳 以下の組合員	
				2,000円	50歳以上の 組合員	
配偶者健診 (半日ドック)					16,000円	

詳細については、別途、各所属所へ通知しますので、ご確認ください。
ホームページでもご確認できます。 [公立学校共済組合大阪支部](#) [検索](#)



特定健康診査・特定保健指導事業

特定健診(特定健康診査)は、生活習慣病予防に重点を置きメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。その結果をもとに、生活習慣病のリスクがある方に対して特定保健指導を実施します。これらは、生活習慣病の発症、あるいは重症化や合併症への進行を予防し、組合員およびその被扶養者の生活の質の維持および向上を図ることを目的としたもので、医療費の抑制にも効果が期待されます。



事業名	実施時期	自己負担額	対象者	備考
特定健診 ※1	7月頃～ 翌年1月頃	なし	40歳～74歳 の被扶養者 ※2	組合員あて各所属所へ被扶養者の方の「 受診券 」を送付します。ただし、共済の「配偶者健診」を受診される方は、特定健診を受診できませんので、「受診券」を配偶者健診(P.11)受診時に受診機関へ提出してください。 特定健診と配偶者健診の両方を受診した場合、健診費用を自己負担いただくことがありますのでご注意ください。

事業名	実施時期	自己負担額	対象者	備考
特定保健指導	11月以降	なし	定期健康診断や共済等が実施する人間ドック、上記特定健診等の健診結果をもとに、生活習慣病の発症リスクが高いと判断された40歳～74歳の組合員及び被扶養者※2	対象者のご自宅あてに特定保健指導の「 利用券 」を送付します。

※1 現職組合員は、「定期健康診断」や共済等が実施する人間ドック等を受診することで特定健診を受診したことになります。

※2 当該年度4月1日に資格があり、年度末(令和3年3月31日)年齢が40歳から74歳、または75歳の誕生日を迎えるまでの方が対象です。なお、受診にあたっては、受診日に組合員(被扶養者)の資格があることが必要です。

その他の事業一覧

研修講師派遣(無料)	
大阪メンタルヘルス総合センター(OMC)による研修講師派遣事業	所属所単位等で実施するメンタルヘルス研修会等に対し、講師を派遣
腰痛予防講座巡回講師派遣事業	腰痛予防・悪化防止のため、所属所に理学療法士等の講師を派遣
補助・給付	
結婚式場利用補助	組合員又は組合員の子どもがアウィーナ大阪で挙式・披露宴を行った場合に、「挙式補助」及び「食事付宿泊券」を贈呈
ベビー用品等配付	出産費附加金又は家族出産費附加金(死産、流産を除く)の給付を受けた組合員に給付のあった3か月以内にカタログギフトを送付する。(請求は不要)
長期療養者見舞品配付	疾病等のため1年以上休職療養している(いた)組合員へ見舞品配付。(1月初旬頃通知)
結婚25周年記念※1	結婚25周年を迎えた組合員に対し、施設利用券の贈呈※2
永年勤続(単身者)記念※1	50歳に達した単身の組合員に対し、施設利用券の贈呈※2
災害による特別見舞金(災害対策事業資金)	組合員が災害救助法が発動された地域等で被害を受け、短期給付の災害見舞金の支給を受けた際に支給(連動して給付、請求不要)

※1 令和3年度から新制度に見直し予定

※2 20,000円分(アウィーナ大阪及び花のいえで利用可能)